

令和4年10月11日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会（令和4年度 第1回）

資料5

維持管理部会における 審議予定事項

①維持管理における週休2日の取組

- 労働基準法の改正(平成30年6月成立)により時間外労働規制が見直され、違反した場合、雇用主は6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処される。
- 建設業は5年間の猶予が設けられており、令和6年4月から適用となる予定。

| | 見直しの内容「労働基準法」(平成30年6月成立) 罰則:雇用主に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金 |
|---------|---|
| 原則 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 1日8時間・1週間 40時間 (2) 36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能 (3) 災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条) |
| 36協定の限度 | <ul style="list-style-type: none"> ・原則、①月45時間 かつ ②年360時間(月平均30時間) ・<u>特別条項でも上回ることを出来ない時間外労働時間を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ③ 年 720時間(月平均60時間) <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>年 720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることを出来ない上限を設定</u> <ul style="list-style-type: none"> ④a. 2~6ヶ月の平均でいずれも 80時間以内(休日出勤を含む) ④b. 単月 100時間未満(休日出勤を含む) ④c. 原則(月 45時間)を上回る月は年6回を上限 |

直轄工事における週休2日の取組方針

- 改正労働基準法（平成30年6月成立）による時間外労働規制が令和6年4月から建設業に適用されることを踏まえ、直轄工事において週休2日工事、週休2日交替制モデル工事を順次拡大。
- 令和6年4月には、維持管理等も含めて、原則として週休2日の確保を目指す。

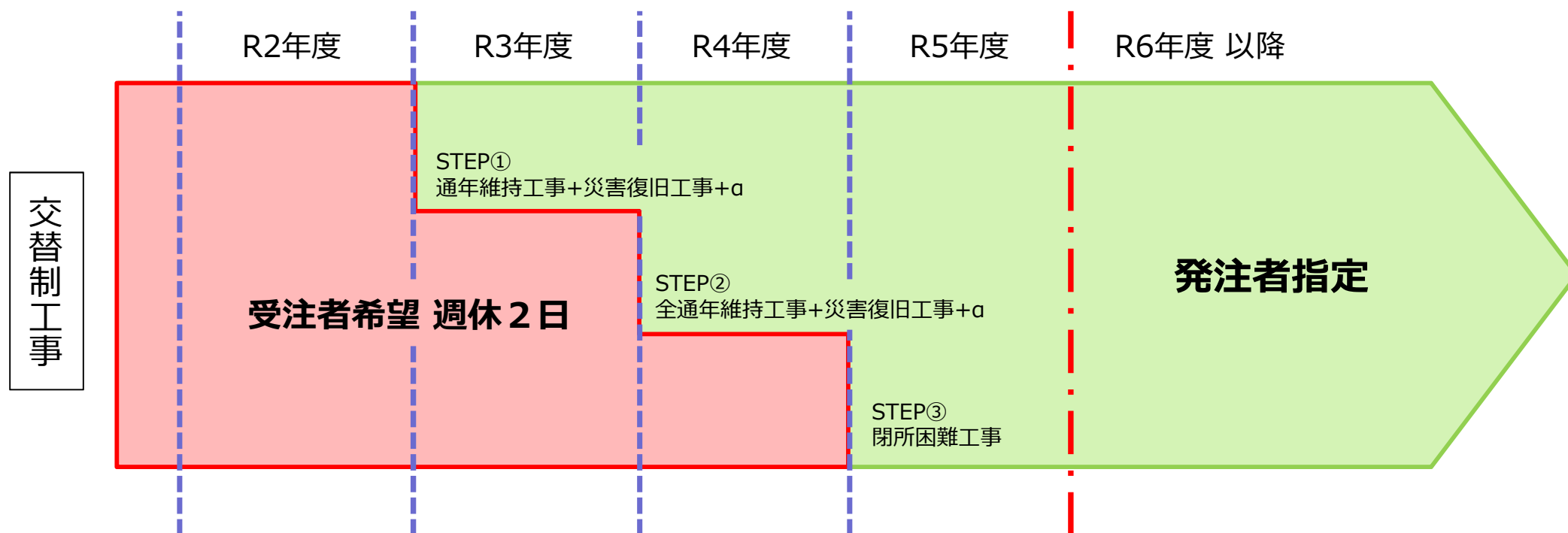
週休2日工事の取組方針（案）



週休2日交替制モデル工事の取組方針

- 建設業の働き方改革を推進する観点から、現場閉所による週休2日ではなく、技術者等の休日日数で週休2日に取り組む「週休2日交替制モデル工事」をR1年度より試行。
- **R4年度は全ての通年維持工事**に対象を拡大(発注者指定)。**R5年度からは閉所困難な全工事**に拡大予定。

週休2日交替制モデル工事の取組方針 (案)



◇週休2日交替制モデル対象工事

- 365日拘束される工事
 - ・通年維持工事等
- 連続して稼働しなければならない工事(閉所困難工事)
 - ・災害復旧工事
 - ・交通規制、出水期、完成時期等の制約のある工事
 - ・連続施工せざるを得ない工事(シールド・ニューマチックケーソン等)

週休2日交替制モデル工事の実施状況

■令和3年度 維持・修繕・災害対応関係工事の週休2日実施状況

(R3年度 調査結果)※精査中

| 分類 | 工事件数 ① | 週休2日工事合計 | | | 現場閉所 | | | 交替制モデル | | | 週休2日対象外 | |
|----------|-----------|----------|-----------|------------|---------|-----------|------------|---------|-----------|------------|---------|-----------|
| | | 公告 ② | 取組あり ③ | 実施率 ③／② | 公告 ④ | 取組あり ⑤ | 実施率 ⑤／④ | 公告 ⑥ | 取組あり ⑦ | 実施率 ⑦／⑥ | 公告 ⑧ | 割合 ⑧／① |
| 維持 | 1,177 | 1,087 | 1,028 | 94.6% | 621 | 605 | 97.4% | 127 | 127 | 100.0% | 90 | 7.6% |
| 修繕 | 1,215 | 1,176 | 1,137 | 96.7% | 1,005 | 988 | 98.3% | 69 | 68 | 98.6% | 39 | 3.2% |
| 災害 対応 | 197 | 125 | 117 | 93.6% | 86 | 84 | 97.7% | 11 | 11 | 100.0% | 72 | 36.5% |

※工事名称・工事内容から事務局にて分類・集計(工事発注時の「工種」と整合していない場合も有り)

<令和3年度の議論事項>

- 維持管理における週休2日の在り方を議論。



令和6年度に労働基準法時間外規制が適用されることを踏まえ、
全ての維持管理工事で週休2日を達成するための方法
(交替制の有効活用等) を議論

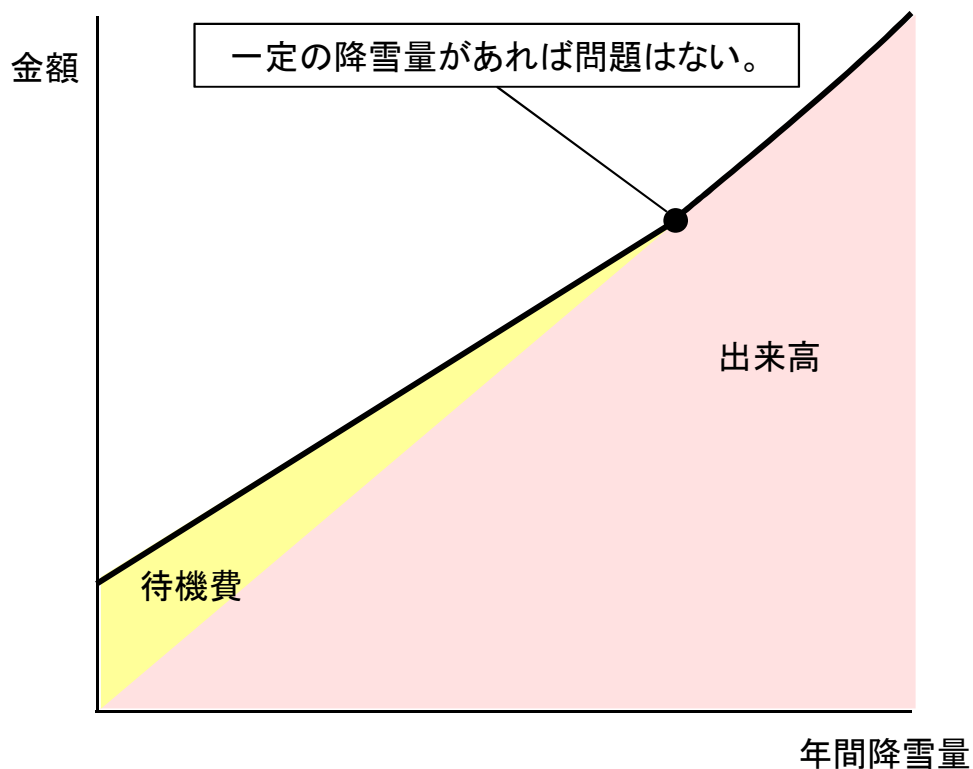
②道路除雪工における積算方法の改善

道路除雪工の積算改定のイメージ

○ 道路除雪工において、少雪時においても固定的に発生する経費を計上可能な積算方法を検討。

■ <現状の積算>

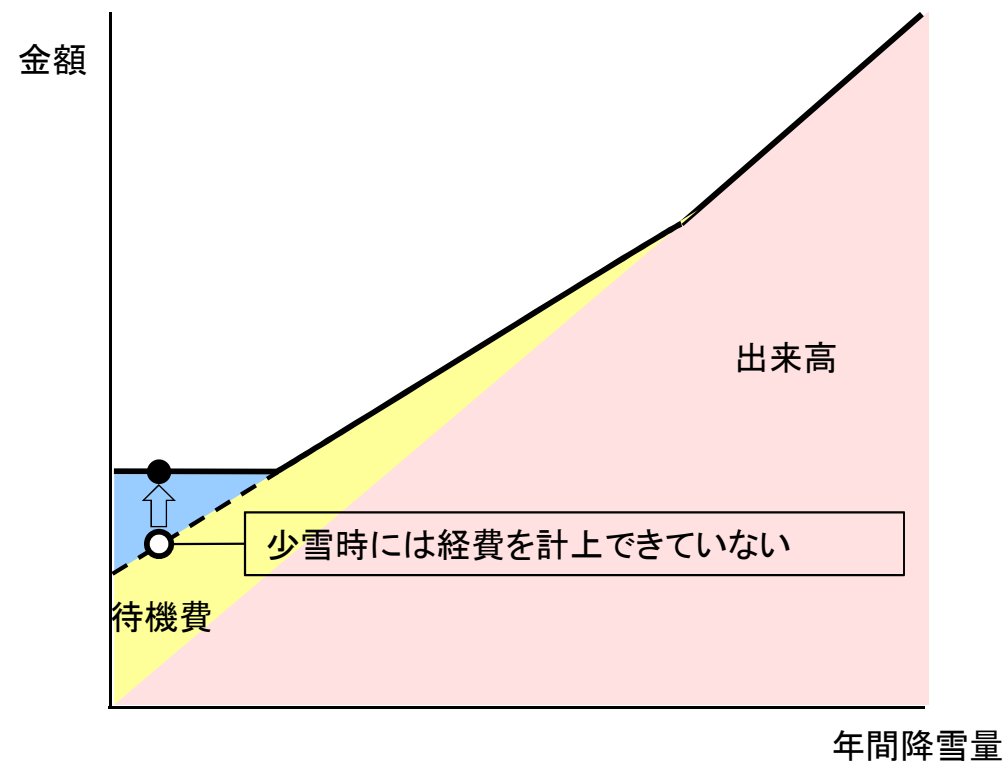
- ・待機費+出来高を支払う



— 待機費+出来高による支払ライン

■ <少雪時における積算イメージ>

- ・少雪時においても固定的に発生する経費を積算(精算時)に計上する



— 少雪時における支払ライン
 - - 待機費+出来高による支払ライン

※図表は金額の大きさを含めてイメージ

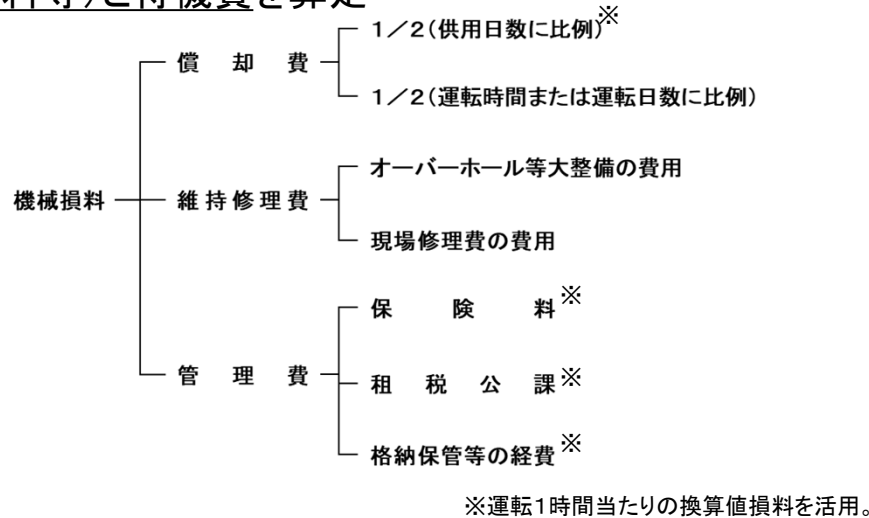
少雪時における除雪工事の積算(精算時)の試行

○ 除雪機械の機種や台数に応じて固定的経費(①直接工事費分+②間接工事費分)を計上

①直接工事費

<現行>

○ 除雪機械の運転時間または運転日数に応じて、出来高(機械損料等)と待機費を算定



<試行案>

○ 下記で算定する固定的経費より、左記で算定した経費が大きい場合
⇒ 現行のまま

○ 下記で算定する固定的経費より、左記で算定した経費が小さい場合
⇒ 下記により機械損料の固定的経費を算定

$$\text{固定的経費} = \Sigma(K \cdot D)$$

K: 除雪機械の機種や台数ごとに、償却費(1/2)と管理費(保険料、租税公課、格納保管等経費)を積み上げ(円/日)
D: 除雪体制確保期間【除雪機械の確保期間】(日)

②間接工事費

直接工事費に対応した間接工事費^{※1}を率計算から計上^{※2}

※1: 除雪機械の機種や台数に応じて、その管理に要する準備費、営繕費、労務管理費、従業員給料手当などを計上することになる。

※2: 間接工事費 = 共通仮設費 + 現場管理費 + 一般管理費等

共通仮設費 = 直接工事費 × 共通仮設費率

現場管理費 = (直接工事費 + 共通仮設費) × 現場管理費率

一般管理費等 = (直接工事費 + 共通仮設費 + 現場管理費) × 一般管理費等率

(除雪機械を発注者から無償貸与している場合は、直接工事費は無償貸与機械評価額を対象)

<令和3年度の議論事項>

- 少雪時においても、道路の除雪体制維持のために必要となる固定的な経費の積算方法を議論し、令和3年度の直轄工事において試行



令和3年度の試行結果をとりまとめ、
道路除雪工の試行内容の改善点等について議論